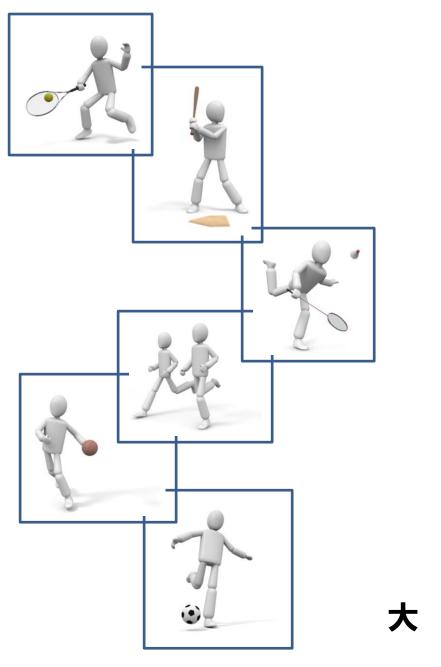
# 大和市スポーツ推進計画

~スポーツでつくろう 健康都市 やまと~



大 和 市

## はじめに



大和市は、健康を市政運営の中心に据えて、「健康都市」の 実現を目指しています。市政50周年の記念式典における「健 康都市やまと」宣言をはじめ、「健康創造都市やまと」を将来 都市像とする第8次大和市総合計画や、大和市健康プログラム の策定、健康都市連合への加盟など様々な取り組みを行ってい ます。

そのような中で、平成 23 年 8 月には「スポーツ基本法」が 新たに施行され、また近年は、ライフスタイルの変化や高齢社 会の進展等、社会環境が変化する中で、スポーツの果たす役 割・意義はますます重要になっています。青少年の健全育成や

地域コミュニティの形成、地域の活性化など、社会の健康という側面からもスポーツが注目されています。

スポーツがもたらす効果は、体力の向上や生活習慣病の予防、達成感や仲間との連帯感、ストレスの発散など、心身の両面にわたります。また、大和市にゆかりのあるスポーツ選手が世界や日本の舞台で活躍することで、地域の一体感を生み出す効果も期待されます。

こうした状況の中で、人々が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、市民が健康的で充実した生活を送る上で非常に大きな意義を有すると考えられます。このような背景から、本市は、スポーツを通じて市民が様々な健康を享受できるようにスポーツが持つ力を最大限に活かし、本市が掲げている「健康創造都市 やまと」にふさわしいスポーツ環境を創造するため、「大和市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、行政はもちろんですが、市民の皆様・事業者の皆様のご協力および皆様との連携が不可欠と考えます。皆様と共に「スポーツでつくろう 健康都市 やまと」を実現していきたく、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画を策定するにあたりご協力をいただきました大和市スポーツ推進審議会委員の方々をはじめ、関係者・関係団体の方々、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

平成 25 年 7 月

大和市長 大木 哲

# 大和市スポーツ推進計画

第	1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
	1. 計	画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
	(1)	スポーツに関する国の取り組み・背景	
	(2)	スポーツに関する神奈川県の取り組み・背景	
	(3)	スポーツに関する大和市の取り組み・背景	
	2. 計	画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
	3. 計	画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
	4. 本	計画における「スポーツ」の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
第	2章	計画の基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
	1. ス	ポーツ推進の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
	2. ス	ポーツ推進の3つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
	(1)	「する」スポーツとは	
	(2)	「みる」スポーツとは	
	(3)	「支える」スポーツとは	
	3. 基	本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
	(1)	「する」スポーツに対応する基本目標	
	(2)	「みる」スポーツに対応する基本目標	
	(3)	「支える」スポーツに対応する基本目標	
	4. 成	果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
	(1)	「する」スポーツに対応する成果指標	
	(2)	「みる」スポーツに対応する成果指標	
	(3)	「支える」スポーツに対応する成果指標	
第	3章	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
	1.	<sup>ト</sup> る」スポーツ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
	(1)	現状と課題	
	(2)	主要な事業	
	2. 「7	ゝる」スポーツ ····································	• 17
	(1)	現状と課題	
	(2)	主要な事業	

<ul><li>3. 「支える」スポーツ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	19
<ul> <li>4. 重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	22
<ul><li>第4章 計画の推進にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	25 26 27
資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

## (1) スポーツに関する国の取り組み・背景

国では、平成22年(2010年)8月、今後概ね10年間を見据え、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略」を策定しました。

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」は、我が国のスポーツ発展に大きく貢献してきましたが、制定から50年が経過し、スポーツは広く国民に浸透しニーズが健康意識へと変化するなど、スポーツを取り巻く状況は大きく変化を遂げ、国は平成23年(2011年)8月に「スポーツ振興法」を全面改定し、「スポーツ基本法」を制定しました。「スポーツ基本法」は、すべての人々にスポーツを楽しむ権利を初めて認めるとともに、青少年の健全育成、地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、スポーツの様々な役割を示し、国、地方公共団体の責務、団体の努力、国民の参加・支援の促進を求めました。

「スポーツ基本法」の理念を具体化し、スポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、平成24年(2012年)4月には、「スポーツ基本計画」が策定されました。スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、スポーツの推進を図ることとしています。

#### (2) スポーツに関する神奈川県の取り組み・背景

神奈川県では、平成16年(2004年)に神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を策定し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」という考え方のもと、スポーツの振興を図ってきました。

平成19年度(2007年度)の一部改定に続き、スポーツ基本法の施行を受けて、平成23年(2011年)12月に全面改定を実施しました。基本理念「スポーツのあるまち・くらしづくり」のもと、様々な場面においてスポーツとのかかわり方を拡げることや、関係行政機関などとの協働・連携、ネットワーク化の推進等に更に取り組むことなどによるスポーツ推進を図っています。

## (3) スポーツに関する大和市の取り組み・背景

大和市では、これまでスポーツ推進等に関する個別計画はなく、国や県の計画、大和 市総合計画や市民からの要望等を踏まえて、施設整備や施策を推進してきました。

従来から、スポーツ関係団体の活動や学校施設スポーツ開放事業などを中心に地域スポーツの振興が図られており、地道な取り組みが進められてきました。

一部のスポーツでは、日本国内にとどまらず、世界で活躍する選手も登場するなど、 これまでの成果は着実に現われてきていますが、一人ひとりの生活にスポーツを浸透さ せていくためには、さらに取り組みを充実させていく必要があります。

しかし、少子高齢化などの問題やスポーツに対するニーズが多様化する中で、これまでと同様の方法では、市民へのスポーツの浸透が進まない可能性も懸念されます。

国の取り組みも時代とともに変わり、大和市においても、国が掲げる子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備等を進めることで、あらゆる世代の人々の交流を促進するとともに市民の健康の維持増進を図ることが重要です。

そのために、地域をキーワードとしたスポーツ推進を図り、地域コミュニティの活性 化、家族及び世代間の交流を通じて、地域の絆の創出を図っていきます。

市民や社会の健康に寄与するとともに、スポーツの素晴らしさを次世代に伝えていく ため、市民・事業者・行政が一体となり、体系的に施策を展開します。

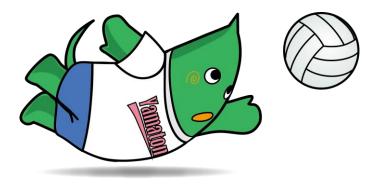


## 2. 計画の位置付け

本計画は、文部科学省が平成24年(2012年)3月に策定したスポーツ基本計画及び神奈川県が平成23年(2011年)12月に改定した神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を踏まえて策定するものです。

また、平成 21 年度 (2009 年度) にスタートした第 8 次大和市総合計画では、将来都市像として「健康創造都市 やまと」を掲げ、基本目標 6「豊かな心を育むまち」において、個別目標 6-1 として「いつでも学べる場と機会を充実する」と設定しており、効果的な施策の展開を図るためにも、その施策目標の実現に向けた方策の一環として本計画を策定するものです。

加えて、大和市生涯学習推進計画をはじめとする関連計画や大和市健康都市プログラムに掲載される取り組みなど、スポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するために策定するものです。



# 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成30年度(2018年度)までの6年間とします。

また、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、概ね中間年で評価を行い、その成果を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行い、計画の実効性を高めます。

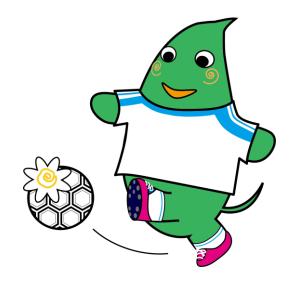




# 4. 本計画における「スポーツ」の範囲

本計画では「スポーツ」の範囲を、勝敗や記録を競うことを目的とした競技スポーツから、ウォーキングや体操、ニュースポーツなど、健康づくりやレクリエーションとしてのスポーツ・運動や障がい者スポーツを含むものとします。

また、実際に体を動かす「する」スポーツだけでなく、観戦などの「みる」スポーツや、スポーツボランティアや情報提供などの「支える」スポーツもスポーツ活動として捉えています。



第2章 計画の基本方向

# 1. スポーツ推進の基本理念

本計画の基本理念を次のように設定します。

# スポーツでつくろう 健康都市 やまと

第8次大和市総合計画は、「健康創造都市やまと」を将来都市像とし、市民が心身ともに健康に暮らしていくための「人の健康」、安全と安心を感じられる「まちの健康」、地域コミュニティが充実し、豊かな人間関係が育まれる「社会の健康」の3つの「健康」づくりを推進することにより、都市そのものを健康にしていくための大きな指針として策定したものです。

この第8次大和市総合計画や国・県の計画などを受け、本計画の策定にあたっては、まち全体を健康にしていくために、スポーツの側面から、その実現に向けた基本的な考え方や施策を位置付け、市民・事業者・行政が一体となって各種取り組みを進めていきます。

また、「スポーツ」はこれまで、自ら身体を動かす「する」スポーツを中心に考えられてきましたが、スポーツ観戦などの「みる」スポーツやスポーツボランティアなどの「支える」スポーツの視点からもスポーツ活動の推進を図っていきます。

そこで、本計画では、「スポーツでつくろう 健康都市 やまと」を基本理念として、3 つのスポーツの視点から、市民のスポーツ活動・健康づくりを推進します。





## 2. スポーツ推進の3つの視点

本計画においては、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの3つのスポーツの視点に基づき、基本目標・成果指標の設定や施策を位置付けるなど、体系的な整理を行い、効果的なスポーツ推進を目指します。

## (1)「する」スポーツとは

大和市の考える「する」スポーツとは、子どもから高齢者、障がいのある人、初心者 から上級者まで様々なレベルの人が主体的に自らの体を動かしてスポーツをすることで あると考えています。

## (2)「みる」スポーツとは

大和市の考える「みる」スポーツとは、イベントや観戦スポーツを通じてスポーツに接し、スポーツの魅力を感じることであると考えています。

観戦スポーツなどからスポーツの魅力を感じることにより、スポーツをする動機づけ にもなると考えています。

#### (3)「支える」スポーツとは

大和市が考える「支える」スポーツとは、市民がスポーツに対する指導・運営などの 立場でスポーツ活動に参加することや、地域スポーツクラブを側面から支援することで あると考えています。

スポーツを支える活動が広がることで、地域スポーツの充実だけではなく、スポーツ を通じて地域の絆や市民の健康に繋がると考えています。

また、行政によるスポーツ情報やスポーツ活動の場の提供についても、スポーツ活動 を支えることである考えています。

## 3. 基本目標

本計画の基本理念である「スポーツでつくろう 健康都市 やまと」の実現に向けて、 次の3つを基本目標として位置づけ、施策の展開を図ります。

- (1)「する」スポーツに対応する基本目標
- ●だれもがスポーツに親しめる環境づくり

#### (施策の方向性)

スポーツを取り巻く環境は、少子・高齢化や人口減少が進み、ライフスタイルや 価値観も多様となる中で変化してきており、市民の様々なスポーツニーズへの対応 が必要となっています。

地域住民が主体的に関わりながら、いつでも、どこでも、だれもが、いつまでもスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

- (2)「みる」スポーツに対応する基本目標
- ●大和市の特色を活かしたスポーツによるまちづくり

#### (施策の方向性)

大和市にゆかりのある選手や市内に拠点を置くチームなどの活躍は、市民のスポーツへの関心を高めるだけでなく、本市への愛着や誇りを深め、地域の活性化に繋がります。

また、特色あるスポーツ大会の開催や観戦スポーツの誘致など、スポーツの力で 大和市の良好な都市イメージを発信し、魅力的で活力あるまちを創造します。

- (3)「支える」スポーツに対応する基本目標
- ●市民が主体となるスポーツを支えるしくみづくり

#### (施策の方向性)

継続してスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ指導者やイベントスタッフ、スポーツ関係団体など、市民が主体的にスポーツに関わるしくみを整えることと、地域スポーツクラブの支援など市民のスポーツ活動を支えます。

また、スポーツに関する情報やスポーツ活動の場の提供などの面からもスポーツ に取り組む市民を支えます。

## 4. 成果指標

本計画の進行過程において、達成状況を確認できるよう、次のとおり成果指標を設定します。

## (1)「する」スポーツに対応する成果指標

①スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合

現状値(H23 年度)	目標値(H27 年度)	目標値(H30 年度)	ı
65.7%	66.5%	67.1%	l

②大和スポーツセンター1開場日あたりの平均利用者数(体育会館・競技場)

現状値(H23 年度)	目標値(H27 年度)	目標値(H30 年度)
1,131 人/日	1,149 人/日	1,163 人/日

#### ③総合型地域スポーツクラブの設置数

現状値(H23 年度)	目標値(H27 年度)	目標値(H30 年度)
0	1	2

## (2)「みる」スポーツに対応する成果指標

①直接会場でのスポーツを観戦した市民の割合

現状値(H23 年度)	目標値(H27 年度)	目標値(H30 年度)
43.7%	45.7%	47.2%

#### (3)「支える」スポーツに対応する成果指標

①スポーツに関するボランティア活動の経験がある市民の割合

現状値(H23 年度)	目標値(H27 年度)	目標値(H30 年度)
34.8%	36.8%	38.3%

※割合で表記している指標の現状値は、平成 23 年度に実施したアンケートの調査結果に 基づきます。アンケート調査の詳細は、資料編を参照してください。

<1> アンケート用紙による調査

【回答数】市内公共施設:116件 、各種イベント:182件

<2> やまとeモニター(登録者への直接メール配信)による調査

【回答数】432件(回答率 33%)



第3章 施策の展開

# 1.「する」スポーツ

## (1) 現状と課題

市民のスポーツ活動においては、公共スポーツ施設や学校施設スポーツ開放の利用者の固定化が進んでいる状況が見受けられます。スポーツの必要性は、健康・体力づくりや楽しみ・リフレッシュの機会として多くの市民の意識に定着していると思われますが、継続してスポーツを行うためには、多様なライフスタイル等に合わせて、身近な場所で気軽にスポーツに親しめる環境の整備が求められています。

## (2) 主要な事業

# ①総合型地域スポーツクラブの創設・普及

事業名称	事業概要
総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブの創設に向けて、県などの関
に関する啓発	係機関と連携し、啓発活動を行います。
総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブの創設を目指すクラブ等に
設立に向けた支援等	対して必要な育成方法を検討し、支援を行います。
総合型地域スポーツクラブ	設立された総合型地域スポーツクラブの自主的な運営
の自主的運営推進	に向けて必要な支援策を講じ、多くの市民が地域でスポー
	ツに親しむ環境づくりに寄与します。

## ②子どものためのスポーツ活動の推進

事業名称	事業概要
子どもを対象とした教室の	市や指定管理者が行うスポーツ教室の中で、子どもを対
開催	象とした教室を開催し、様々なレベルでスポーツに親しむ
	機会を提供します。
子どもを対象としたイベン	大和なでしこカップやスポーツフェスタ、駅伝競走大会
トの開催	ちびっ子の部など子どもが参加できるイベントを開催し、
	スポーツの実施や体験する機会を提供することにより、子
	どもに対するスポーツ環境の整備を図ります。
大和市スポーツ少年団への	大和市スポーツ少年団への支援を通じて、多種目・多年
支援	齢の子どもたちのふれあいにより、スポーツを通じた青少
	年の健全育成を図ります。

中学生のスポーツ活動の支	中学生のスポーツ活動の推進のため、文部科学省による
援	「運動部活動地域連携再構築事業」を活用し、中学生スポ
	ーツの底辺拡大のための支援を行います。

# ③高齢者・障がい者の健康の維持増進やスポーツへの参加機会の拡大

事業名称	事業概要
高齢者・障がい者が参加で	市や指定管理者が行うスポーツ教室の中で、高齢者や障
きるスポーツ教室の開催	がい者が参加できる教室を開催し、スポーツに親しむ機会
	を提供します。
介護予防セミナーの開催	高齢者がいきいきとした生活をしていくために日常生
	活に取り入れられる介護予防セミナー(「運動講座」「栄養
	講座」「口腔講座」)を実施します。
公共スポーツ施設のユニバ	だれもが安全に施設を利用できるよう、公共スポーツ施
ーサルデザイン化	設のユニバーサルデザイン化を進めます。
「やまと いきいき健康体	大和市独自の「やまと いきいき健康体操」の DVD や CD
操」の実施	等媒体を利用して、体操の普及に努めます。また、体操の
	普及の担い手である介護予防サポーターの養成及び活動
	支援に努めます。

# ④健康づくり意識と機会の拡大

事業名称	事業概要
大和市健康都市プログラム	「大和市健康都市プログラム」の「身体を動かそうプロ
の推進	ジェクト」を推進することにより、健康づくりについての
	意識啓発を行います。
	○ウォーキングの推進
	○日常的な運動の習慣
	○スポーツの機会の提供
ニュースポーツの普及・啓	スポーツ推進委員を中心に、経験や技術、体力がない人
発	でも比較的参加しやすいニュースポーツの普及・啓発を進
	めます。
運動の習慣づくり	生活習慣病やメタボリック症候群などの予防・改善のた
	めに各種教室(運動・食事)や健康相談などを開催し、健
	康づくりの意識啓発を行います。
出前講座「スポーツだいす	出前講座を実施し、子どもから高齢者を対象にスポーツ
き!」(大和市版「夢の教	の喜び、楽しさを啓発するとともに、健康づくりの意識の
室」)の実施	向上を図ります。

「3033 運動」の推奨	神奈川県で推進している「3033 運動(1 日 30 分、週 3
	回、3ヶ月継続してスポーツを実践し、スポーツを暮らし
	の一部として習慣化する運動)」を推奨します。

## ⑤だれもが参加できるスポーツイベントの開催

事業名称	事業概要
参加型スポーツイベントの	体力テストやニュースポーツの体験など、市民の健康増
開催①	進につながる参加型のスポーツイベントである「スポーツ
	フェスタ」や「市民まつりスポーツイベント」を開催し、
	様々な年齢やレベルの市民がスポーツに親しむ機会を提
	供します。
参加型スポーツイベントの	地域スポーツの振興や競技性の追求、仲間とのふれあい
開催②	など、それぞれの目的に応じた参加型のスポーツイベント
	である「駅伝競走大会」を開催し、様々な年齢やレベルの
	市民が参加することにより、スポーツを通じた交流やスポ
	ーツに親しむ機会を提供します。

## ⑥競技スポーツへの支援

事業名称	事業概要
全国大会等のスポーツ大会	競技性の高い全国・国際大会へのスポーツ大会出場者に
への出場支援	対して奨励金を交付するなどの支援を行います。
競技大会の開催	競技スポーツ活動の機会を提供するため、大和市民総合
	スポーツ選手権大会を開催し、競技者の拡大及び競技力の
	向上を図ります。
競技大会への選手派遣	かながわ駅伝競走大会などの競技大会に代表選手を派
	遣します。
大和市体育協会への支援	大和市体育協会への支援を通じて、競技スポーツの活動
	機会や活動場所の確保を図ります。

## ⑦市民サービス向上につながる施設運営

事業名称	事業概要
指定管理者制度を活用した	スポーツ施設等の指定管理者を公募により選定し、施設
施設の管理・運営	の特性に応じた特色ある自主事業の展開など、市民のスポ
	ーツ環境向上を図るとともに、経費の節減を目指します。

# 2.「みる」スポーツ

## (1) 現状と課題

大和市は、スポーツを通じたまちづくりを考えるうえで、まちの活性化につながる核となるものがありませんでした。

また、観客席など「みる」機能についても、これまでは市民利用を前提としていたため、十分に備わっている状況ではありません。

今後は、スポーツとのかかわり方が多様化するなか、「みる」スポーツについても積極的に推進し、特色ある大会の開催や観戦スポーツの誘致などに取り組むことにより、まちの活性化を図る必要があると考えます。

## (2) 主要な事業

①集客性・話題性の高いスポーツイベントの開催

事業名称	事業概要
特色あるスポーツイベント	女子サッカーの大会である「大和なでしこカップ」など、
の開催	特色あるスポーツイベントを開催し、スポーツを通じたまち
	の活性化を図ります。

#### ②トップレベルの大会等の誘致

事業名称	事業概要
観戦スポーツの誘致	全国大会などのトップレベルの大会やプロによる試合な
	ど観戦スポーツの誘致を行い、市民に身近な場所でスポーツ
	観戦の機会を提供します。
プロスポーツチーム等との	地域貢献等を図る近隣のプロスポーツチーム等と連携し、
連携	各種事業を展開することにより、スポーツ観戦等の機会を提
	供します。
国際大会等の練習会場とし	あらゆる種目における国際大会等の開催時に、その練習会
ての場の提供	場として場を提供します。
「みる」ことによる健康へ	トップレベルの大会や、プロによる試合などを観戦し、運
の意識啓発	動への興味を持つことにより、健康の維持増進のための啓発
	を行います。

# ③ホームタウンチーム等を盛り上げる応援

事業名称	事業概要
ホームタウンチームの応	トップレベルを目指す女子サッカークラブなどに必要な
援・支援	支援を行うとともに、市民で応援(試合観戦など)すること
	により、将来のホームタウンチームの育成を図ります。
トップアスリートの応援・	トップレベルで活躍する大和市にゆかりのある選手に必
支援	要な支援を行うとともに、市民で応援(試合観戦など)する
	ことにより、選手の活躍を支えます。
	選手の活躍を通じて、市民にスポーツに対する興味を持つ
	機会を提供するとともに、良好な都市イメージの発信を図り
	ます。

## ④スポーツ施設等の整備・改修

事業名称	事業概要
「みる」に配慮した施設の	「みる」ことに配慮した観客席の整備・改修や、大会等誘
整備・改修	致促進のため公式規格に対応した施設の整備・改修を検討し
	ます。



## 3.「支える」スポーツ

#### (1) 現状と課題

多様なスポーツ活動を支えていくためには、指導者や運営スタッフなどとして、市民が主体的にスポーツに関わることが重要です。スポーツボランティアに興味をもつ人は潜在的に多いことから、スポーツに関わる活動に広く参加できる機会を提供するなど、スポーツ活動を支える仕組みづくりの必要性が高まっています。

また、子どもの健全な心身の発達と体力向上のために、学校や地域において、スポーツに親しむことができるよう支援することが必要です。

今後は、市民が主体的に参画できる地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、スポーツ施設等に関しては、厳しい財政状況を考慮し、施設の新設や補修について計画的に対応していく必要があります。

## (2) 主要な事業

①スポーツボランティアの確保・育成

事業名称	事業概要
指導者の確保・育成	スポーツ推進委員を中心とした指導者の確保・育成を図る
	とともに、県のスポーツリーダーバンク及び市の生涯学習情
	報等を活用し指導者の発掘を図ります。
イベントスタッフ等の確	市のボランティア登録制度を活用し、スポーツイベント等
保・育成	の運営に市民が主体的に関われる体制をつくります。
	また、市内の学校とも連携し、学生のスポーツボランティ
	アへの参加の機会を提供します。

#### ②スポーツ関係団体への支援

事業名称	事業概要
スポーツ関係団体への支援	体育協会、スポーツ少年団本部、地区体育振興会、スポー
	ツ推進委員連絡協議会などへの支援を通じて、市民のスポー
	ツ活動を支えます。
スポーツ関係団体の開催す	子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の方々が参加できる
る事業への支援	「スポーツフェスタ」や「市民まつりスポーツイベント」を
	開催する団体を支援し、スポーツに親しむ機会を提供するこ
	とにより、健康の維持増進を図ります。

## ③子どものためのスポーツ活動の支援

事業名称	事業概要
学校体育・運動部活動の充	学校体育や運動部活動を充実させるため、体育協会や総合
実に向けた地域指導者の活	型地域スポーツクラブなどの地域の人材と連携を図りなが
用	ら、指導補助や専門指導のできる地域指導者による協力・支
	援を行います。
「夢の教室」の実施	市内の全公立小学校5年生を対象に、Jリーグやなでし
	こリーグを中心とした現役選手やOB/OGなどが講義
	や実技を通じて、夢を持つことやフェアプレー精神の大
	切さを伝えることを目的に「夢の教室」を実施します。
中学生のスポーツ活動の支	中学生のスポーツ活動の推進のため、文部科学省による
援【再掲】	「運動部活動地域連携再構築事業」を活用し、中学生スポー
	ツの底辺拡大のための支援を行います。

# ④総合型地域スポーツクラブへの支援

事業名称	事業概要
総合型地域スポーツクラブ	総合型地域スポーツクラブの創設を目指すクラブ等に対
設立に向けた支援等【再掲】	して必要な育成方法を検討し、支援を行います。
総合型地域スポーツクラブ	充実した活動を図るために、市民や事業者が会員・スポン
への地域住民等の支援	サーとして、総合型地域スポーツクラブを側面から支援する
	環境を整備します。

## ⑤スポーツ関連情報の提供

事業名称	事業概要
効果的なスポーツ関連情報	施設の指定管理者や関係機関と連携を図り、市民に効果的
の提供	にスポーツ関連情報を提供し、スポーツ活動の機会を支えま
	す。
ウォーキングマップの活用	身近な場所でのウォーキングを推進していくため、健康普
	及員が中心となって作成した「大和市ウォーキングマップ」
	を活用し、健康の維持増進を図ります。

## ⑥スポーツ活動に対する奨励・顕彰

事業名称	事業概要
全国大会等のスポーツ大会	競技性の高い全国・国際大会へのスポーツ大会出場者に対
への出場支援【再掲】	して奨励金を交付するなどの支援を行います。
スポーツ活動に対する顕彰	全国大会などで優秀な成績を収めた選手に対して表彰を
制度	行います。また、長年にわたり市民のスポーツ活動を支えて
	きたスポーツ関係団体の役員等に対しても表彰を行います。

## ⑦ホームタウンチーム等を育成するための支援

事業名称	事業概要
ホームタウンチームの応	トップレベルを目指す女子サッカークラブなどに必要な
援・支援【再掲】	支援を行うとともに、市民で応援(試合観戦など)すること
	により、将来のホームタウンチームの育成を図ります。
トップアスリートの応援・	トップレベルで活躍する大和市にゆかりのある選手に必
支援【再掲】	要な支援を行うとともに、市民で応援(試合観戦など)する
	ことにより、選手の活躍を支えます。
	選手の活躍を通じて、市民にスポーツに対する興味を持つ
	機会を提供するとともに、良好な都市イメージの発信を図り
	ます。

## ⑧スポーツ活動を支える、場の提供

事業名称	事業概要
新規施設の整備	引地川公園ゆとりの森などに新規のスポーツ施設を整備
	し、市民のスポーツ活動の場を広げます。
既存施設の改修	老朽化した既存のスポーツ施設等の改修を計画的に実施
	し、良好な状況で市民にスポーツ活動の場を提供できるよう
	努めていきます。
学校スポーツ施設・民間ス	学校スポーツ施設(校庭・体育館・武道場)や民間スポー
ポーツ施設の活用	ツ施設を活用し、身近なスポーツ活動の場を確保します。学
	校スポーツ施設開放の運営には、地域の市民が主体的に関わ
	ります。

# 4. 重点施策

- (1)「する」スポーツに対応する重点施策
  - ●総合型地域スポーツクラブの創設・普及

総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを 愛好する人が(他種目)、初心者から上級者まで、それぞれの志向・レベルに合わせて参 加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるス ポーツクラブのことです。

このような特徴を持つ総合型地域スポーツクラブの創設・普及は、単にスポーツを「する」機会を確保するという効用だけでなく、その活動を通じて、住民意識や連帯感の醸成、世代間の交流、少子・高齢化への対応など、新たな地域コミュニティの形成にも寄与することが期待できます。

こうしたことから「総合型地域スポーツクラブの創設・普及」を重点施策の1つとして、次の取組を進めていきます。

具体的な取組		展開時期						
		H26	H27	H28	H29	Н30		
総合型地域スポーツクラブに関する啓発								
(パンフレット・ホームページ等による情						$\rightarrow$		
報提供、説明会の開催など)								
行政による総合型地域スポーツクラブ支援								
策の検討		$\rightarrow$						
(具体的な支援策の検討)								
行政による総合型地域スポーツクラブの設								
立等への支援						$\rightarrow$		
(支援策の検討結果を受け、支援の実施)								
モデルとなる総合型地域スポーツクラブの								
設立			$\rightarrow$					
(市内で最初のクラブ)								
地域の特性に合わせた総合型地域スポーツ								
クラブの普及						$\rightarrow$		
(モデルクラブを参考に順次普及・拡大)						·		
自主的な運営にかかる総合型地域スポーツ								
クラブへの活動支援						<b>—</b>		

#### (2)「みる」スポーツに対応する重点施策

#### ●トップレベルの大会等の誘致

全国大会などのトップレベルの大会やプロによる試合などを大和市で開催することは、 身近で一流のプレーが観戦できる貴重な機会となります。

トップレベルの大会等で繰り広げられる華麗な技術や白熱した試合展開は、試合の結果以上に観客に感動を与えます。子どもをはじめ、多くの人がスポーツの魅力に触れることにより、競技人口やファン、大会等を支えるスポーツボランティアの拡大が期待できます。

このようなトップレベルの大会等の誘致は、多くの来場者やメディアを通じて、スポーツによる「健康創造都市 やまと」を推進する、大和市の良好なイメージ発信にも寄与することができると考えています。

また、プロスポーツチーム等との連携を図った事業を展開することにより、幅広く観戦スポーツを推進することができるものと考えています。

こうしたことから「トップレベルの大会等の誘致」を重点施策の1つとして、次の取組を進めていきます。

目体的大阪の		展開時期						
具体的な取組	H25	H26	H27	H28	H29	Н30		
観戦スポーツの誘致に向けた具体的な支援								
策の検討		$\rightarrow$						
(利用料金、優先予約、対象種目など)								
観戦スポーツの主催団体に対する誘致活動								
の推進						$\rightarrow$		
(プロスポーツチーム、種目協会など)						·		
プロスポーツチーム等との連携を図った事								
業の展開								
(市民招待試合、教室、講演会など)						,		

## (3)「支える」スポーツに対応する重点施策

## ●スポーツ活動を支える、場の提供

多くの市民が気軽にスポーツを楽しみ、生涯にわたって親しんでいくためには、多様 なニーズに対応したスポーツを「する」場所は必要不可欠です。

大和市のスポーツの将来を見据え、市域全体の施設配置についての検討を進め、より 多くの市民がスポーツにふれる場を設けるとともに、既存スポーツ施設等を計画的に改 修することや身近な場所を活用してスポーツを行う場所を確保することにより、市民に 対して良好なスポーツ環境を提供できるものと考えています。

こうしたことから「スポーツ活動を支える、場の提供」を重点施策の1つとして、次 の取組を進めていきます。

E /** 6/1 / 2 Ft / 4 F		展開時期						
具体的な取組	H25	H26	H27	H28	H29	Н30		
引地川公園ゆとりの森整備①								
(テニスコート、軽スポーツ広場、小・中								
規模多目的広場)								
引地川公園ゆとりの森整備②								
(大規模多目的広場)								
引地台野球場改修								
(人工芝全面張替、防護マット改修)								
学校スポーツ施設の活用①								
(校庭、体育館、武道場の開放)								
学校スポーツ施設の活用②								
(夏季プール開放)								
民間スポーツ施設の活用								
(対象施設の検討・調整・開放)								
スポーツ施設等の効果的な配置検討								
(市域北・中部への配置計画等を検討)								

第4章 計画の推進にあたって

# 1. 計画の推進体制

本計画は、行政だけではなく市民・事業者など様々な主体が力を合わせて取り組むことにより推進するものです。

本計画に掲げる施策の推進状況においては、市による事務事業評価の実施や大和市スポーツ推進審議会での審議等を通じて適切な進行管理に努めます。





## 2. 計画の評価及び見直し

本計画の成果指標については、平成23 (2011) 年度を現状値、平成27 (2015) 年度を計画の中間年として中間目標値、平成30 (2018) 年度を最終目標値として設定しています。市民アンケート調査を平成27 (2015) 年度及び平成30 (2018) 年度に実施し、事業の進行状況の検証結果等と勘案しながら、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。





# 資料編

# 資料編 目次

1.	大和市スポーツ推進計画に関するアンケート結果・・・・・・・・・・31
2.	大和市スポーツ推進計画についてのパブリックコメント結果・・・・・・44
3.	スポーツ基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
4.	大和市内スポーツ施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・53



# 大和市スポーツ推進計画(案)に関するアンケート

#### 1. 目的

大和市スポーツ推進計画(案)の策定にあたり、運動・スポーツ等についての市民の意向、状況等を調査するために実施した。

#### 2. 調査方法及び結果

#### ①アンケート用紙による調査

			実施日	回答数
	ス	大和スポーツセンター		1
	ポ	草柳庭球場		9
	リッ	大野原庭球場		22
	施	引地台野球場		12
	設	引地台温水プール		3
		図書館		31
公共		生涯学習センター	平成23年10月28日	0
施設		つきみ野学習センター	~ 平成23年11月24日	16
取	文 化	林間学習センター		1
	施	桜丘学習センター		2
	設 等	渋谷学習センター		0
	5	つる舞の里歴史資料館		0
		ふるさと館		17
		青少年センター		2
	スポ	はつらつママさんバレー	平成23年10月29日~30日	48
イベ	1 ツ	親善球技大会	平成23年11月6日	56
ント	その	産業フェア	平成23年11月5日	18
	他	健康フェア	平成23年11月12日	60
	•	숨 計		298

#### ②やまとeモニターによる調査

対象者数 : 1,372人(メール到達者/1,348人)

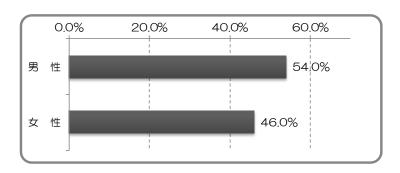
実施期間 : 平成23年10月31日~11月6日

実施方法 : 登録者への直接メール配信回答件数 : 432件(回答率33%)

## 回答者の属性

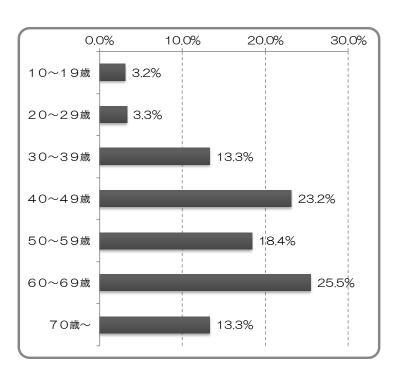
## 1. 性別

	回答数	比率
男性	394	54.0%
女性	336	46.0%
合 計	730	



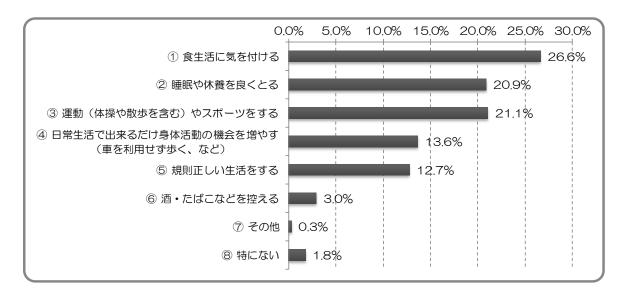
## 2. 年齡

	回答数	比率
10~19歳	23	3.2%
20~29歳	24	3.3%
30~39歳	97	13.3%
40~49歳	169	23.2%
50~59歳	134	18.4%
60~69歳	186	25.5%
70歳~	97	13.3%
合 計	730	



## 問1 あなたが健康の維持・増進のために心掛けていることは何ですか (回答は3つまで)

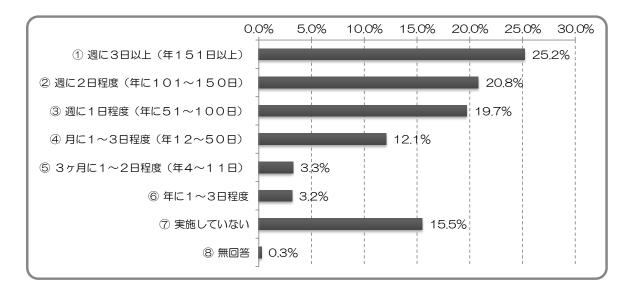
	回答数	比率
① 食生活に気を付ける	514	26.6%
② 睡眠や休養を良くとる	403	20.9%
③ 運動(体操や散歩を含む)やスポーツをする	407	21.1%
④ 日常生活で出来るだけ身体活動の機会を増やす (車を利用せず歩く、など)	263	13.6%
⑤ 規則正しい生活をする	246	12.7%
⑥ 酒・たばこなどを控える	57	3.0%
⑦その他	6	0.3%
⑧ 特にない	34	1.8%
合 計	1,930	



「食事に気をつける」が26.6%と最も多く、次いで、「運動やスポーツをする」が21.1%、「睡眠や休養をとる」が20.9%となっており、この3つで全体の3分の2を占めています。健康の維持増進のために、運動・スポーツを行うことが重要であると捉えている市民が多いことが伺えます。

## 問2 この1年間で、あなたが30分以上運動やスポーツを実施した日数を 合わせると、何日ですか(回答は1つ)

	回答数	比率
① 週に3日以上(年151日以上)	184	25.2%
② 週に2日程度(年に101~150日)	152	20.8%
③ 週に1日程度(年に51~100日)	144	19.7%
④ 月に1~3日程度(年12~50日)	88	12.1%
⑤ 3ヶ月に1~2日程度(年4~11日)	24	3.3%
⑥ 年に1~3日程度	23	3.2%
⑦ 実施していない	113	15.5%
⑧ 無回答	2	0.3%
合 計	730	



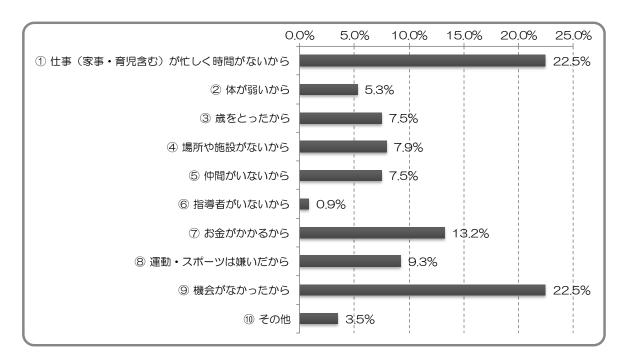
週に3日以上が25.2%と最も多く、次いで、週2日程度が20.8%、週1日程度が19.7%と、この3つで全体の3分の2を占めています。

神奈川県スポーツ振興指針アクティブかながわスポーツビジョンでは、「成人の週1回以上のスポーツ実施率を2人に1人以上にするとともに、スポーツ非実施率を減少させる」と掲げられており、このアンケートからは、実施率においては、目標を超えており、スポーツ・運動への取り組みの意識の高さが伺えます。

しかし、非実施率の改善にあたっては、今後、スポーツを行うことのできる環境整備の取り組みが必要と考えられます。

## 問3 【問2で⑦の回答をした方にお尋ねします】 この1年間であなたが運動やスポーツをしなかった理由は何ですか (回答は3つまで)

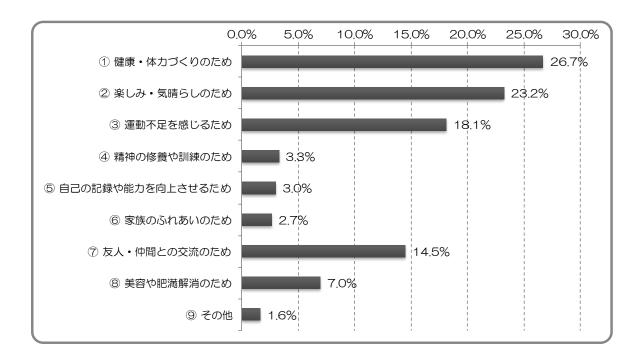
	回答数	比率
① 仕事(家事・育児含む)が忙しく時間がないから	51	22.5%
② 体が弱いから	12	5.3%
③ 歳をとったから	17	7.5%
④ 場所や施設がないから	18	7.9%
⑤ 仲間がいないから	17	7.5%
⑥ 指導者がいないから	2	0.9%
⑦ お金がかかるから	30	13.2%
⑧ 運動・スポーツは嫌いだから	21	9.3%
機会がなかったから	51	22.5%
⑩ その他	8	3.5%
合 計	227	



「時間がない」22.5%「機会がない」22.5%という理由が合わせて45%あり、全体の約半数を占めています。今後の改善にあたっては、気軽に運動・スポーツに取り組むことができる場の提供など環境の整備が必要と考えます。

## 問4 【問2で、①~⑥の回答をした方にお尋ねします】 この1年間で、あなたが運動やスポーツをした理由は何ですか (回答は3つまで)

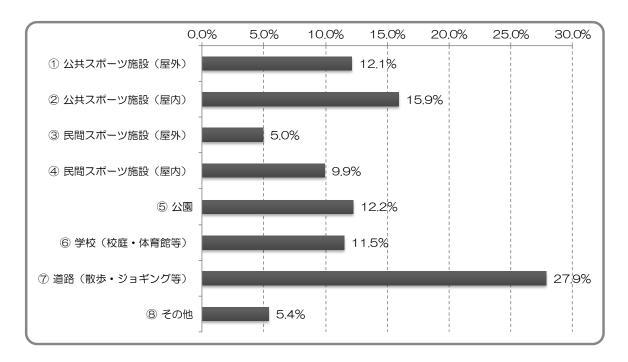
	回答数	比率
① 健康・体力づくりのため	391	26.7%
② 楽しみ・気晴らしのため	340	23.2%
③ 運動不足を感じるため	265	18.1%
④ 精神の修養や訓練のため	48	3.3%
⑤ 自己の記録や能力を向上させるため	44	3.0%
⑥ 家族のふれあいのため	39	2.7%
⑦ 友人・仲間との交流のため	212	14.5%
⑧ 美容や肥満解消のため	102	7.0%
⑨ その他	24	1.6%
合 計	1,465	



「健康・体力づくり」が26.7%、「楽しみ・気晴らし」が23.2%となっており、全体の約半数を占めています。この結果から、楽しみながら気軽に健康維持を目的として取り組んでいる方々が多いことが伺えます。

## 問5 【問2で①~⑥の回答をした方にお尋ねします】 この1年間で、あなたが運動やスポーツをした主な場所はどこですか (回答は3つまで)

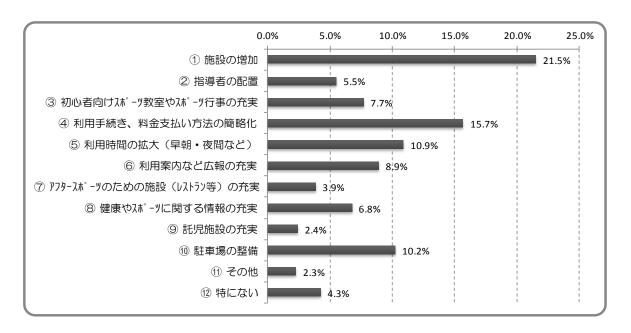
	回答数	比率
① 公共スポーツ施設(屋外)	132	12.1%
② 公共スポーツ施設(屋内)	173	15.9%
③ 民間スポーツ施設(屋外)	54	5.0%
④ 民間スポーツ施設(屋内)	108	9.9%
⑤ 公園	133	12.2%
⑥ 学校(校庭·体育館等)	125	11.5%
⑦ 道路(散歩・ジョギング等)	303	27.9%
⑧ その他	59	5.4%
合 計	1,087	



「道路」が最も多く27.9%で、次いで「公共のスポーツ施設」屋内が15.9%・屋外が12.1%となっています。このことから、身近で気軽に定期的に運動のできる場所を活用し、健康増進を行っていることが伺えます。

#### 問6 あなたが公共のスポーツ施設に望むことは何ですか(回答は3つまで)

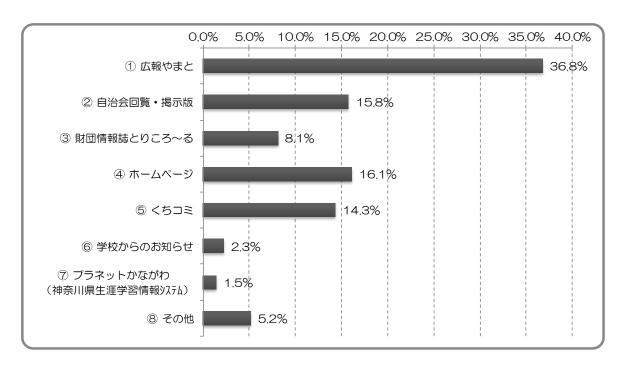
	回答数	比率
① 施設の増加	318	21.5%
② 指導者の配置	82	5.5%
③ 初心者向けスポーツ教室やスポーツ行事の充実	114	7.7%
④ 利用手続き、料金支払い方法の簡略化	232	15.7%
⑤ 利用時間の拡大(早朝・夜間など)	161	10.9%
⑥ 利用案内など広報の充実	132	8.9%
⑦ アフタースポーツのための施設(レストラン等)の充実	57	3.9%
⑧ 健康やスポーツに関する情報の充実	100	6.8%
③ 託児施設の充実	36	2.4%
⑪ 駐車場の整備	151	10.2%
① その他	34	2.3%
⑫ 特にない	63	4.3%
合 計	1,480	



「施設数の増加」の21.5%が最も多く、「利用手続き、料金支払い方法の簡略化」が15.7%、次いで「利用時間の拡大」と「駐車場の整備」となっています。スポーツ施設の設置状況が、不十分であると捉えている意見が多くなっていることから、新規施設の整備検討や既存施設の有効活用などのスポーツ環境の整備を行うことが求められています。

## 問7 あなたは運動やスポーツに関する情報をどのように得ていますか (回答は3つまで)

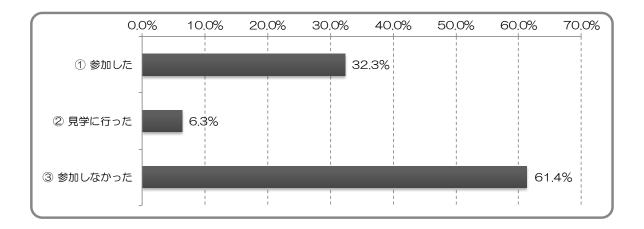
	回答数	比率
① 広報やまと	454	36.8%
② 自治会回覧・掲示版	195	15.8%
③ 財団情報誌とりころ~る	100	8.1%
④ ホームページ	199	16.1%
⑤ くちコミ	177	14.3%
⑥ 学校からのお知らせ	28	2.3%
⑦ プラネットかながわ (神奈川県生涯学習情報システム)	18	1.5%
⑧ その他	64	5.2%
合 計	1,235	



「広報やまと」が36.8%と一番多く、「ホームページ」が16.1%、次いで「自治会回覧・掲示板」が15.8%となっております。今後の情報発信においては、調査結果を参考に、出来るだけ多くの市民により効果的な発信を行っていくことが必要です。

## 問8 この1年間で、あなたは県や市町村または地区などが催すスポーツ行事 に参加しましたか(回答は1つ)

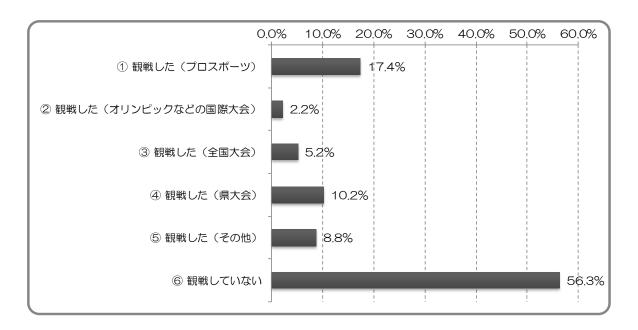
	回答数	比率
①参加した	224	32.3%
② 見学に行った	44	6.3%
③ 参加しなかった	426	61.4%
合 計	694	



「参加しなかった」が61.4%で、「参加した」「見に行った」を大きく上回っております。これは、普段運動やスポーツに取り組んでいる方でも行事に参加する機会が少ないことと、市民ニーズに対応した行事の開催が必要であることなどが伺えます。

## 問9 この1年間で、あなたは直接会場でのスポーツ観戦をしましたか (回答はいくつでも)

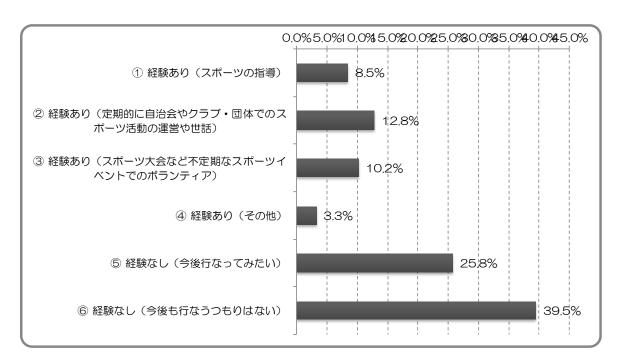
	回答数	比率
① 観戦した(プロスポーツ)	135	17.4%
② 観戦した(オリンピックなどの国際大会)	17	2.2%
③ 観戦した (全国大会)	40	5.2%
④ 観戦した (県大会)	79	10.2%
⑤ 観戦した(その他)	68	8.8%
⑥ 観戦していない	437	56.3%
合 計	776	



「観戦していない」が56.3%と半数を超えているのに対して、「観戦した」中では、プロスポーツが17.4%となっています。今後は、より身近で魅力ある観戦スポーツの誘致等が課題となってきます。

## 問10 あなたはスポーツに関するボランティア活動の経験がありますか (回答はいくつでも)

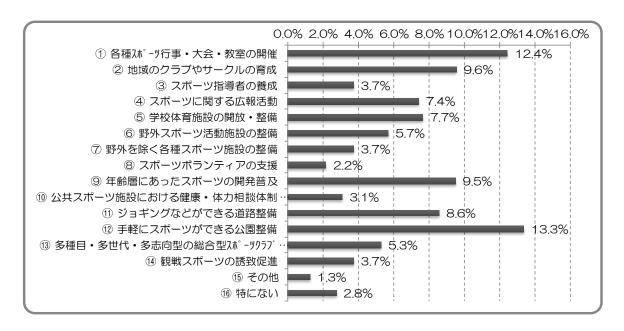
	回答数	比率
① 経験あり(スポーツの指導)	65	8.5%
② 経験あり(定期的に自治会やクラブ・団体でのスポーツ活動の運営や世話)	98	12.8%
③ 経験あり(スポーツ大会など不定期なスポーツイベントでのボランティア)	78	10.2%
④ 経験あり(その他)	25	3.3%
⑤ 経験なし(今後行なってみたい)	197	25.8%
⑥ 経験なし(今後も行なうつもりはない)	302	39.5%
合 計	765	



「経験なし」が合わせて65.3%と高く、特に今後行ってみたいという意識を持った方々が参加しやすい環境の整備が必要と考えます。

## 問11 大和市のスポーツ振興・推進を更に図るために、必要と思われること は何ですか(回答は3つまで)

	回答数	比率
① 各種スポーツ行事・大会・教室の開催	216	12.4%
② 地域のクラブやサークルの育成	166	9.6%
③ スポーツ指導者の養成	65	3.7%
④ スポーツに関する広報活動	129	7.4%
⑤ 学校体育施設の開放・整備	133	7.7%
⑥ 野外スポーツ活動施設の整備	99	5.7%
⑦ 野外を除く各種スポーツ施設の整備	65	3.7%
⑧ スポーツボランティアの支援	38	2.2%
⑨ 年齢層にあったスポーツの開発普及	165	9.5%
⑪ 公共スポーツ施設における健康・体力相談体制の整備	54	3.1%
⑪ ジョギングなどができる道路整備	149	8.6%
⑫ 手軽にスポーツができる公園整備	232	13.3%
③ 多種目・多世代・多志向型の総合型スポーツクラブの育成	92	5.3%
④ 観戦スポーツの誘致促進	65	3.7%
⑤ その他	22	1.3%
⑯ 特にない	48	2.8%
合 計	1,738	_



「公園整備」が13.3%、「行事等の開催」が12.4%、「地域クラブの育成」が9.6%、「年齢層にあったスポーツの開発普及」が9.5%との結果となっています。このことから、気軽に誰もが取り組め参加できる環境整備が求められていることが伺えます。

## 大和市スポーツ推進計画についてのパブリックコメント結果

市民意見公募の寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

#### 1. 募集期間

平成25年5月20日(月)~6月19日(水) 31日間

2. 募集方法

市のホームページ (意見提出用フォーム)、郵送、直接持参、ファックス

3. 実施広報

広報やまと5月15日号及び市ホームページに実施内容の掲載

4. 「大和市スポーツ推進計画」(案)の閲覧場所 市スポーツ課(大和スポーツセンター内)、市役所1階情報公開コーナー、各学習センター

5. 意見の提出状況

意見者数 2名 / 意見件数 4件

6. 提出された意見の概要、及び市の考え方

	意見の概要	市の考え方
1	アンケートについて、学校開放利	ご意見の趣旨を踏まえ、今後、本計画の中間評価時に予定
	用者も対象にした方が良かった。	しているアンケート調査を行う際の参考とさせていただき
		ます。
2	総合型地域スポーツクラブの創設	総合型地域スポーツクラブについては、地域の実情や特性
	にあたり、地域の有資格指導者、	を考慮しながら、設立に向けての具体的支援策等を策定し
	およびマネジメント講習会等の修	ていく予定です。
	了者も活用すべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、総合型地域スポーツクラブについ
		ての検討を行う際の参考とさせていただきます。
3	サッカーだけに偏らない動きをす	本計画は、大和市における全てのスポーツを推進していく
	べき。	ことを目的としています。
		ご意見の趣旨を踏まえ、今後、本計画に基づき、あらゆる
		スポーツの推進が図れるよう取り組んでまいります。
4	知的障がい者のスポーツ環境を整	ご意見の趣旨を踏まえ、参加しやすいスポーツ教室の開催
	備し、もう一歩進んだ方向性を盛	等、障がい者のスポーツ環境の整備に向けて検討する際の
	り込んでほしい。	参考とさせていただきます。

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条一第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)

第三節 競技水準の向上等 (第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条-第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に 推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポー

ツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民 生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が 生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて 行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を 尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と 身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体 (スポーツ の振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。) 又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。 (国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができ

るよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の 措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進 に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市 (特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務 (学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体 (以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画 (以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の 設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのため

の利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、 当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 (スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び 基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るもの とする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の 間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際 団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに 係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を 図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展 に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域に

おけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条 に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれ ぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割 の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進 会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整 を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を 調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することが

できる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な 経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第六条第一項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。 第二十条第四号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十三条第二項」に改める。



### スポーツセンター体育会館

大和市上草柳1丁目1番1号

施設:第1体育室、第2体育室、第3体育室、弓道場、 第一武道場、第二武道場、ジョギングコース、

屋外プール、トレーニング室



#### スポーツセンター競技場

大和市上草柳1丁目1番1号

収容人員:メインスタンド2,452人

バックスタンド 500 人

トラック:400m×8コース(全天候型)

夜間照明:4基



#### 引地台野球場

大和市柳橋 4-5000-1

収容人員: 内野 5,000 人、外野(芝生) 6,000 人 グラウンド: 両翼 95m・センター120m、人工芝

夜間照明:4基



#### 下福田野球場

大和市福田 89

グラウンド:両翼84m・センター107m



#### つきみ野野球場

大和市つきみ野 5-6

グラウンド:両翼 85m・センター90m



#### 宫久保野球場

大和市上和田 1320-1

グラウンド:両翼 70m・センター85m



#### 草柳庭球場

大和市下草柳 1157

コート:全天候型オムニコート5面

利用競技:軟式庭球、硬式庭球



#### 大野原庭球場

大和市上草柳8丁目28番8号

コート:クレーコート6面

利用競技:軟式庭球、硬式庭球



#### 下福田スポーツ広場

大和市福田字三ノ区 310 他

利用競技: 少年サッカー、少年野球、ソフトボール、

グラウンドゴルフ



## 桜森スポーツ広場

大和市桜森1丁目97番1号

利用競技: 女子ソフトボール、少年ソフトボール、

少年野球、少年サッカー



#### 宮久保スポーツ広場

大和市上和田 2152-1

利用競技:サッカー、ソフトボール、少年野球



#### 深見歴史の森スポーツ広場

大和市下鶴間字六号 2747 番地 1 他

利用競技:少年野球(公式戦不可)、ゲートボール、

ソフトボール (公式戦不可)、

グラウンドゴルフ



## ゆとりの森芝生グラウンド

大和市福田 4112

グラウンド: 少年サッカー2面

利用競技: 少年サッカー、グラウンドゴルフ

#### 南林間スポーツ広場

大和市南林間 9-3722

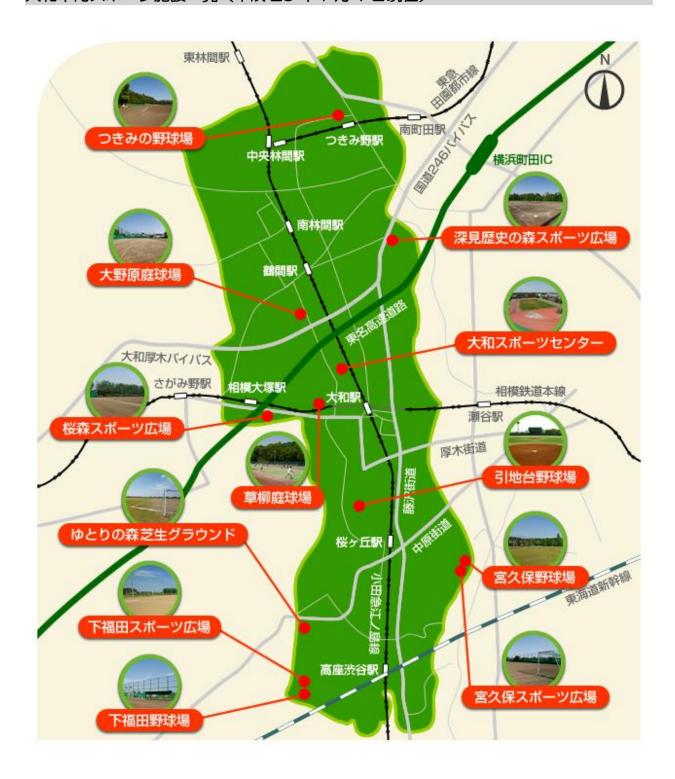
利用競技: 少年サッカー、ゲートボール

#### 下鶴間少年野球場

大和市下鶴間 3008 利用競技:少年野球

※「引地川公園ゆとりの森」では、平成26年度以降、テニスコート・中規模多目的スポーツ広場・大規模多目的スポーツ広場など順次整備・開設予定となっています。





# 大和市スポーツ推進計画

平成 25 年 7 月

大和市 文化スポーツ部 スポーツ課

〒242-0029 大和市上草柳 1 丁目 1 番 1 号

電 話: 046(260)5763 FAX: 046(262)9514